

# 一般質問 町政を問う

**質問** 高齢化や生活習慣病の増加により国民健康保険医療費が年々増加しており、国保税の増加が心配される。町では平成20年2月に特定健康診査等実施計画を策定し、医療費適正化の効果も期待しているが、現状では難しいと思われる。そこで、深く独自の分析を行い、個々に合った指導や改善などにより、医療費の適正化や病気の発症リスクの低減を図れる体制を作り、町民の健康増進を目指す必要があると考えるが、町長の所見を伺う。



## どう生かす特定健康診査

**町長** 特定健康診査は、メタボリックシンドロームと言われる内臓脂肪症候群の防止に重点を置いた施策である。町では、生活習慣病に起因し、特に高額な医療費を必要とする脳出血、脳梗塞、慢性腎不全、心筋梗塞、狭心症などは特定健康診査による予防効果が期待できると考えている。そこで、24年度は、保健師を増員し、生活習慣改善に結びつくよう、保健師を中心とした訪問や面接などの施策を強化、実施する。

**町長** 保健師を増員し  
訪問、面接などを強化する

高水 永雄 議員（自民新国会）

議員名のあとの（ ）は、会派の名称です。（ ）は、質問文は、質問者本人が200文字以内で執筆した原文をそのまま掲載し、答弁は内容を要約して掲載しています。



メタボリック対策の特定健康診査

## — 3つの意見書を提出 —

議員提出議案2件と陳情採択による1件を可決したため、国および都に対し、意見書を提出するものです。

### ■ 基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
  - 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣 宛

### ■ 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、米軍基地の撤退等にもなつて多数の離職者が特定の地域において発生することをふまえ、その離職者対策を目的に昭和33年に制定されました。以来、同法は昭和48年の関東計画に基づく立川基地等の返還・統合に伴って生じた多数の離職者対策をはじめ、必要に応じた施策を講じつつ5年毎の期限延長を続け今日に至っております。駐留軍雇用は、米国の軍事戦略や国際情勢に影響を受けるなどの特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定雇用という立場に置かれています。在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中であつて、駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策が不可欠であります。よって瑞穂町議会は国に対し、平成25年5月16日に期限切れをむかえる同法の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう要請するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、防衛大臣 宛

### ■ 宗教法人正法院による墓地計画に対して許可しない事を求める意見書

平成24年5月12日、瑞穂町南平2丁目8番地2外10筆、フレッシュランド南東の隣接地に、宗教法人正法院（奥多摩町棚沢）による仮称「メモリアルガーデン瑞穂」と称する墓地建設計画の標識が設置された。この建設予定地は、住宅地に隣接しており、都市計画上も第一種低層住居専用地域に指定されている。近くには、学校・病院・グラウンド・公園等が存在する良好な環境の住宅地域である。この場所に墓地が建設されると、良好な環境を推進するまちづくりに支障が生じるだけでなく、旧江戸街道の交通量が増加し、交通事故や交通渋滞・違法駐車などが予測され、地域住民の生活が著しく損なわれる恐れがある。また、建設予定地内の中央には、赤道（町道982号線）が存在するなど、墓地経営・管理の指針に照らして様々な問題が存在する。このような理由から、瑞穂町議会は東京都に対し、墓地計画の申請について許可しないことを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

東京都知事 宛